

学位論文審査実施要領 (修士)

大阪公立大学大学院

農学研究科

2022年4月1日

目次

1.学位授与申請	1
1-1申請資格	
1-2申請手続	
1-3申請期限	
2.学位授与の審査.....	1
3.学位授与の審議.....	2
4.学位の授与.....	2
補則・附則.....	3

学位論文審査実施要領

修士（学位規程第3条第1項）

1. 学位授与申請

1-1 申請資格（いずれも学位規程第5条第1項に該当）

学位授与を申請できる者の資格は次のとおりとする。

- 資格1 本学大学院農学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）に在学中で、学位論文審査終了時まで在学期間が2年に達し、かつ、所定の単位を修得する見込みのある者。
- 資格2 博士前期課程に在学中で、在学期間が2年を超える者のうち、既に所定の単位を修得した者、または論文審査終了時まで在学期間が2年に達し、かつ、所定の単位を修得する見込みのある者。
- 資格3 博士前期課程に在学中で、学位授与審査終了時まで在学期間が1年以上経過し、かつ、所定の単位を修得する見込みの者で、研究科会議において特例として在学期間の短縮が認められた者。

◎資格3の申請者は、資格審査委員会で学位授与申請資格を認定されたのち申請手続をすること。

1-2 申請手続

- (1) 修士の学位授与を申請する者は、研究指導教員の承認を得たのち、次の書類等を研究科長に提出し、学長に申請する。

- (i) 学位授与申請書（様式第1号その1） 1部
(ii) 修士論文題目（様式第8号） 1部
（学位論文の題目が外国語の場合は訳文を付記すること）
(iii) 学位論文
(iv) 学位論文の要旨

◎申請者は(i)、(ii)を教育推進課に提出すること。また、(iii)、(iv)は、審査の都合上、正本及び写しを申請者の研究指導教員に提出すること。

- (2) 申請資格3に該当する者のうち、学位論文に代わる研究成果のある者は、その研究成果を示す報告書（学術雑誌等掲載論文の別刷等）と研究成果の概要で、学位論文と学位論文の要旨に代えることができる。

1-3 申請期限

申請資格1及び3に該当し、かつ3月及び9月に所定の単位を修得する見込みのある者にあつては1月31日及び7月31日（その日が土・日曜日にあたるときは、前日または前週の金曜日）。

2. 学位授与の審査

学位授与の申請が受理されたとき、本研究科会議は次の順序により審査する。

- (1) 研究指導教員は学位授与の申請を承認したとき、その旨を所属専攻の「専攻長」に通知する。
- (2) 学位授与の申請を受けた研究科長は専攻長会議において調整を行った上、研究科会議において次の項目を提示し審議・決定する。

- (i) 申請者の紹介
(ii) 審査委員会（主査1名・副査2名以上）の設置

審査委員会は本研究科の教授3名以上の審査委員をもって組織する。ただし、研究科会議において特に認めるときは、本研究科の教授1名に代えて本研究科の准

教授又は講師を1名に限り審査委員に充てることができる。なお、研究科会議において必要と認める場合は、次の各号に掲げる者を加えることができる。

- 一. 本研究科の准教授及び講師
- 二. 他の研究科の教授
- 三. 他の大学院の教授
- 四. 研究所等の教員等

審査委員会の主査は本研究科の教授が担当する。ただし、必要と認める場合は、本研究科の准教授又は講師を主査に充てることができる。また、主査は原則として研究指導教員と異なる教員が担当するが、副査を研究指導教員が担当することは可能とする。なお、やむを得ず研究指導教員が主査を担当する場合は、当該分野の特殊性等その妥当性を審査委員一覧にて説明し、審査の客観性及び厳格性を確保する。

(iii) 論文発表会開催予定日

(3) 論文発表会

発表会は公開し、要旨を配付する。

(4) 最終試験の実施

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口述または筆記により行う。

(5) 審査会議

発表会直後に、審査委員会委員及び当該専攻の教授からなる会議を開催し、合否を検討する。

3. 学位授与の審議

学位授与の審議は、研究科会議において次の方法により行う。

(1) 申請資格1 該当者

次の項目について一括記載した一覧表及び学位論文要旨集により、学位授与の可否を決定する。

- (i) 申請者氏名
- (ii) 学位論文題目
- (iii) 学位論文審査委員名
- (iv) 学位論文審査結果の要旨（可、否を記入）
- (v) 最終試験結果の要旨（合、否を記入）
- (vi) 修得単位数

(2) 申請資格2 該当者

学位論文審査委員会主査は、学位論文審査委員会報告書及び学位論文の要旨により、学位論文審査結果の要旨及び最終試験結果の要旨を報告し、会議は審議の上、学位授与の可否を決定する。

申請資格2に該当する者のうち、1月31日及び7月31日までに申請した者については、申請資格1に該当する者と同じの方法により審議することができる。

(3) 申請資格3 該当者

学位授与審査委員会主査は、学位授与審査委員会報告書及び学位論文の要旨により、学位論文審査結果の要旨及び最終試験結果の要旨を報告し、会議は審議の上、学位授与の可否を決定する。なお、申請者が学位論文に代わる研究成果がある場合には、学位論文の要旨を研究成果の概要で代えることができる。

4. 学位の授与

◎申請資格1及び3に該当する者。

- 3月修了 学位授与日：3月31日
学位記授与式：3月下旬（授与式の日程については別途通知）
- 9月修了 学位授与日：9月23日
学位記授与式：9月下旬（授与式の日程については別途通知）

◎申請資格2に該当する者。

- 3月修了 学位授与日：3月31日
学位記授与式：3月下旬（授与式の日程については別途通知）
- 9月修了 学位授与日：9月23日
学位記授与式：9月下旬（授与式の日程については別途通知）
- 上記以外 学位授与日：決定日（研究科会議）の月末日
学位記授与式：3月下旬、9月下旬
（授与式の日程については別途通知）

補則

この要領に定めのない事項及び要領を変更するときは農学研究科会議において定める。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

（令和4年8月26日農学研究科会議承認、令和5年10月25日農学研究科会議
改正承認）